

## 市第 120 号議案

## 横浜こども科学館の指定管理者の指定

次のように横浜こども科学館の指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜こども科学館	東京都千代田区 麴町5丁目1番 地	コングレ・NTTファシリテ ィーズ共同事業体 代表者 株式会社コングレ 代表取締役 武内 紀子 社 長	平成28年4月1日か ら平成33年3月31日 まで

## 提 案 理 由

横浜こども科学館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

**参 考**

**コングレ・N T T ファシリティーズ 共同事業体の構成員**

- 1 大阪府中央区淡路町 3 丁目 6 番 13 号

株式会社コングレ

代表取締役社長 武 内 紀 子

- 2 東京都港区芝浦 3 丁目 4 番 1 号

株式会社 N T T ファシリティーズ

代表取締役社長 筒 井 清 志

**地方自治法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）